

生徒・保護者の皆様へ

広島県からの
お知らせ

私立高等学校等の教育費負担を軽減する制度があります。返済は不要です。

※授業料の支援制度は、保護者へ支給するものではなく、学校が受け取り、授業料から差し引きます。

授業料

就学支援金（国の制度） ※授業料の支援

対象校	私立高等学校(全日制課程・通信制課程) 私立専修学校(高等課程・一般課程[国家資格者養成施設指定校]) 私立各種学校(外国人学校[文部科学省指定校]・国家資格者養成施設指定校)		
対象世帯・支給額	対象となる判定基準*1 市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額 [保護者等全員の合計額]	支給上限額(月額)	【参考数値】 世帯年収目安*2
	154,500円未満	33,000円 [通信制高校は24,750円]	～約590万円
	304,200円未満	9,900円	約590万円 ～約910万円
	304,200円以上	対象外	約910万円～

授業料等軽減補助金（広島県の制度） ※3

【広島県内にある以下の学校】

私立高等学校(全日制課程・通信制課程*4)(株式会社立を除く)

私立専修学校(修業年限3年の高等課程)

私立各種学校(高等学校に類する課程を置くもの)

対象となる判定基準*1

市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の
調整控除の額[保護者等全員の合計額]

0円

51,300円未満

軽減額

入学時納入金
(対象:新入生)

授業料等*5
(対象:新入生、
在校生)

【参考数値】
世帯年収目安*2

180,000円(上限)

全額*5

～約270万円

180,000円*6

全額*5

約270万円
～約350万円

※1 受給の判定は、課税標準額などにより算出した額(保護者等全員の合計額)により行います。

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※2 年収目安は、保護者のうちどちらか一方が働き、子供が2人(高校生1人(16歳以上)、中学生1人)いる世帯をモデルとした場合です。世帯構成等によって、年収目安と課税額は異なります。

※3 学校の所在する都道府県により制度が異なります。

※4 通信制課程(広域制)に在籍する生徒については、広島県内に保護者が住所を有する場合に限り適用対象となります。

※5 授業料及び施設整備費・実習費など実質的に授業料に相当する費用が助成対象です。(助成対象となる授業料等の軽減額の上限は、月額5万円です。)

※6 「入学時納入金-5,650円」が18万円に満たない場合は、その額を軽減額とします。(5,650円は負担していただきます。)

また、「入学時納入金の額-5,650円」が18万円以上の場合は、18万円を軽減額とします。

授業料以外

奨学のための給付金（広島県の制度）

教科書費、学用品費等の授業料以外の教育費を軽減する制度です。保護者等に対して支給します。

対象者	①又は②に該当する者(保護者等が広島県内に在住し、かつ、生徒が就学支援金の受給対象者の場合に限る。) ①生活保護(生業扶助 ※7) 受給世帯 ②非課税世帯(道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が0円)			
給付額	世帯区分	学科	世帯構成	給付額(年額)
	①生業扶助受給世帯	—	—	52,600円
	②非課税世帯	通信制以外	対象生徒以外に、15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合など	152,000円
			その他	137,600円
		通信制	—	52,100円

※7 生活保護制度の一つで、高校就学費用など就労に必要な技能の修得に要する費用に給付されるものです。

各制度による助成額
(私立高等学校(全日制)の場合)



授業料等

- よくある質問

A2

就学支援金	全国一律の制度であるため、県内の学校に通う場合と同様の支援を受けることができます。 申請手続は通学先の県で行うことになります。
授業料等軽減補助金	広島県内の学校へ通学する生徒を対象とするため、他県の学校へ通学するときは対象外です。 なお、他県にも同様の制度がある場合があります。
奨学のための給付金	保護者が広島県内に住所があるときは、他県の学校へ通学する場合も適用対象です。申請は広島県に対して行います。

制度の詳細について

【広島県HPアドレス】

【広島県学事課 お問い合わせ先】 電話 082-513-2755

※ 公立高校等の場合は、広島県教育委員会教育支援推進課へお問合せください。(電話 082-222-3015)